

争議国側ニ於テ聽取シタルモノ

現在 争議国ノ要求スルモノハ

一 解雇者十人ノ名ハ承認ス

一 但シ 若シ市改正ヨリ工場ヲ縮クスル道ニテ(保留)解雇シ

後々 懸 際 解雇ノ規定ヲ作成スルコト。

ニシテ 立場側カ此ノ要求ヲ決然トシテハ假バ一モ一ナリ

ニテナリトモ 此ノ事ハ一トナリ。

尚 政 上ノ勤 罷 者 数ハ 数 百 名 四 百 名 小 数 数 ハ 百 名

三 十 名 止 数 十 名 十 名 四 十 名 勤 罷 者 十 名 十 名

其他ノ事項ニ関シテハ 發 掘 上 報 告 ト 並 心 申 上 ン。